

(証券コード：7834)

令和元年12月10日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内二丁目1番1号

マジスティゴルフ株式会社

代表取締役 金 在 昱

第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、令和元年12月24日（火曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | |
|-----------|--|
| 1 日 時 | 令和元年12月25日（水曜日）午前10時 |
| 2 場 所 | 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム Gブロック4階 会議室409
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。) |
| 3 目 的 事 項 | |
| 報 告 事 項 | 1. 第20期（自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第20期（自 平成30年10月1日 至 令和元年9月30日）計算書類報告の件 |

決 議 事 項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 株式併合の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役5名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

4 その他株主総会招集に関する事項

- ① 代理人によるご出席の場合、代理人の資格は、当社の議決権を有する他の株主1名に限ることとさせていただきます。その場合は、委任状を同封の議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ② 議決権行使書面に各議案についての賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。
- ③ 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第16条の定めに基づき、当社ウェブサイト (<http://www.maruman.co.jp/ir/stock/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成するに際して、連結計算書類、計算書類の一部として併せて監査を受けております。

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト (<http://www.maruman.co.jp/>) において周知させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(自 平成30年10月1日  
至 令和元年9月30日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における国内経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善を背景に、景気は緩やかな回復基調で推移しましたが、その一方で、海外では米中貿易摩擦問題の長期化に伴う中国経済の減速や英国のEU離脱問題などにより、依然先行きは不透明な状況となっております。

ゴルフ用品業界は、国内においてスポーツ・レジャーの多様化が進む中、若年層を中心にプレイ人口の減少傾向が見られ、市場の活性化に向けた取り組みが課題となっております。

健康食品業界は、機能的表示食品の増加などにより市場は緩やかな成長基調を維持しておりますが、新規参入の増加と販売ルートの多角化により、市場の競争はより厳しさが増しております。

このような経営環境の中、当社グループは、ゴルフ事業においてマジスティブランドから新商品3品目を発売してラインナップの拡充を図り、有力販売店に集中した営業活動を行うことでブランド価値の向上に取り組んでまいりました。健康食品関連事業においては、主要取扱商品である健康食品及び禁煙関連商品のほか、音波振動歯ブラシ、化粧品、健康機器等の販売強化にも積極的に取り組んでまいりました。

また、損益面では、組織改編を促進したことでこれに付随する費用が発生しました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高が6,642百万円（前期比9.7%増）、営業損失が115百万円（前期は営業損失333百万円）、経常損失が161百万円（前期は経常損失327百万円）、また、親会社株主に帰属する当期純損失は158百万円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失388百万円）となりました。

当連結会計年度のセグメントの業績は、次のとおりであります。

（ゴルフ事業）

ゴルフ事業は、当連結会計年度において、マジスティブランドから新商品「マジスティ プレステジオ X（テン）」、「マジスティ サブライム」及び「マジスティロイヤル」の3品目と、シャトルブランドから新商品「マルマンシャトルゴールド」を発売し、順調に店頭設置を進めました。また、海外においてもアジア地域を中心に、新商品が売上の増加に寄与しました。しかし、新商品のプロモーション等に伴う費用が増加したことに加え、組織改編に伴う費用を計上したことで損失が生じました。ゴルフ事業の当連結会計年度の業績は、売上高が4,587百万円（前期比20.8%増）、営業損失が195百万円（前期は営業損失157百万円）となりました。

（健康食品関連事業）

健康食品関連事業は、当連結会計年度において、電子パイポの売上が競合他社の攻勢などにより低迷しましたが、健康食品及び美容系商品の売上が堅調に推移し、利益の増加に貢献しました。健康食品関連事業の当連結会計年度の業績は、売上高が2,048百万円（前期比9.3%減）、営業利益が70百万円（前期は営業損失178百万円）となりました。

(2) 設備投資等の状況

特記すべき設備投資は行っておりません。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として200百万円の調達を行いました。

(4) 対処すべき課題

当社グループの対処すべき課題は以下のとおりです。

ゴルフ用品業界は、国内においてスポーツ・レジャーの多様化が進む中、若年層を中心にプレイ人口の減少傾向が見られ、市場規模はマイナス基調となっており、販売需要の創出が課題となっております。

また、健康食品業界は、高齢者人口の増加と消費者の健康志向から潜在的需要は依然高いものの、市場への新規参入の増加と販売ルートの多角化により市場での競争はますます厳しくなるものと予想され、当社グループは、大手企業の圧倒的なマーケティング力に対し、特長のある商品開発と販路の拡大が課題となっております。

このような状況を踏まえ、当社グループは、マーケティング戦略の強化を実施し、これに伴う営業体制の抜本的な見直しを行うとともに社員の高齢化に伴う年齢構成の是正を図り、商品開発体制の強化を行っていくことを目的とする経営改革を実施することとしています。。

当社グループでは、一連の経営改革の実施により、安定的な経営基盤の確立を目指してまいります。

(5) 重要な企業再編等の状況

① 令和元年8月13日から令和元年9月25日までの期間にMAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.が行った当社株式に対する公開買付けの結果、令和元年9月30日付でMAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.が保有する当社の株式は14,748,600株（議決権比率85.61%）となりました。

② 当社は、平成30年10月1日を効力発生日として、健康食品関連事業をマルマンH & B株式会社に承継させる吸収分割を行いました。

## (6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分                      | 第17期<br>(平成28年9月期) | 第18期<br>(平成29年9月期) | 第19期<br>(平成30年9月期) | 第20期<br>(当連結会計年度)<br>(令和元年9月期) |
|--------------------------|--------------------|--------------------|--------------------|--------------------------------|
| 売 上 高 (千円)               | 6,506,416          | 6,888,040          | 6,054,898          | 6,642,991                      |
| 経 常 利 益 (千円)             | 76,359             | 130,436            | △327,519           | △161,171                       |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益 (千円) | 74,807             | 284,358            | △388,586           | △158,861                       |
| 1株当たり当期純利益 (円)           | 5.95               | 16.92              | △22.56             | △9.22                          |
| 総 資 産 (千円)               | 4,343,098          | 4,246,121          | 3,758,358          | 4,398,492                      |
| 純 資 産 (千円)               | 1,011,408          | 1,675,920          | 1,276,911          | 1,112,884                      |
| 1株当たり純資産額 (円)            | 64.70              | 97.28              | 74.12              | 64.60                          |

### ② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第17期<br>(平成28年9月期) | 第18期<br>(平成29年9月期) | 第19期<br>(平成30年9月期) | 第20期<br>(当事業年度)<br>(令和元年9月期) |
|----------------|--------------------|--------------------|--------------------|------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 6,071,519          | 6,742,985          | 6,016,428          | 4,447,665                    |
| 経 常 利 益 (千円)   | 217,003            | 170,638            | △275,084           | △162,747                     |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 129,477            | 217,098            | △426,045           | △189,788                     |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 10.29              | 12.92              | △24.73             | △11.02                       |
| 総 資 産 (千円)     | 4,364,423          | 4,267,579          | 3,766,089          | 3,981,024                    |
| 純 資 産 (千円)     | 1,141,326          | 1,708,715          | 1,283,760          | 1,092,726                    |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 73.04              | 99.18              | 74.52              | 63.43                        |

(注) 1. △は損失を示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

3. 平成30年10月1日付で当社健康食品関連事業を当社の100%子会社として設立したマルマンH&B株式会社に吸収分割したことなどから、当事業年度と前事業年度の実績値との間に差異が生じております。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度の総資産は、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

## (7) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

| 会社名                                  | 資本金            | 当社に対する議決権比率 | 当社との関係         |
|--------------------------------------|----------------|-------------|----------------|
| MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.          | 3,065,935千ウォン  | 直接<br>85.6% | 製品の販売<br>役員の兼任 |
| モーツァルトアドバイザーズコリアリミテッド                | 77,415,000千ウォン | 間接<br>85.6% | 役員の兼任          |
| Orchestra Private Equity 第1号私募投資合資会社 | 1,500千ウォン      | 間接<br>85.6% | 役員の兼任          |

(注) 親会社であるMAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.への当社製品の販売に当たっては、市場価格を勘案して双方協議の上、一般的条件と同様に決定しております。また、当社取締役会は、当該取引条件は合理的なものであり、当社の利益を害するものではないと判断しております。

### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金            | 当社出資比率<br>(%) | 主 要 な 事 業 内 容     |
|-----------------------|------------------|---------------|-------------------|
| マルマンH & B 株式会社        | (千円)<br>301,000  | 100           | 健康食品関連商品の企画、開発、販売 |
| 瑪嘉斯帝（香港）高爾夫有限公司       | (千香港ドル)<br>5,132 | 100           | ゴルフ用品の販売          |
| 丸万（上海）体育用品貿易有限公司      | (千米ドル)<br>630    | 100           | ゴルフ用品の販売          |
| 瑪嘉斯帝（北京）体育用品有限公司      | (千米ドル)<br>2,000  | 100           | ゴルフ用品の販売          |
| 瑪嘉斯帝（深圳）高尔夫用品有限公司     | (千米ドル)<br>1,000  | 100           | ゴルフ用品の販売          |
| MAJESTY GOLF USA Inc. | (千米ドル)<br>900    | 100           | ゴルフ用品の販売          |

(注) 1. 当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社であり、持分法適用関連会社は1社であります。

2. 瑪嘉斯帝（香港）高爾夫有限公司は、平成30年10月5日付で、丸万（香港）有限公司から現在の商号に変更いたしました。

3. 平成30年10月1日付で、瑪嘉斯帝（深圳）高尔夫用品有限公司を設立いたしました。

4. 平成31年3月29日付で、MAJESTY GOLF USA Inc.の株式を取得し、新たに連結子会社といたしました。

(8) 主要な事業内容（令和元年9月30日現在）

当社グループは、「健康」をキーワードとして、ゴルフクラブ・キャディバッグ等のゴルフ用品、禁煙パイポ等の禁煙関連商品、各種サプリメント等の健康食品、その他健康関連商品の企画・開発・製造・販売及び輸出入を行っております。各事業の内容は以下のとおりであります。

① ゴルフ事業

主な製品は、ゴルフクラブ、ゴルフ用品等であります。

当社が開発・製造し、国内市場での販売と、海外については子会社、関連会社及び提携先販売代理店を通じて市場への販売を行っております。

② 健康食品関連事業

主な製品は、健康食品（サプリメント）、禁煙関連商品、音波振動歯ブラシ、美容系商品及び健康機器等であります。

(9) 主要な営業所（令和元年9月30日現在）

① 当社の主な営業所

| 事業所       | 所在地      | 事業所   | 所在地      |
|-----------|----------|-------|----------|
| 本社        | 東京都 千代田区 | 名古屋支店 | 愛知県 名古屋市 |
| 工場        | 千葉県 松戸市  | 大阪支店  | 大阪府 大阪市  |
| ゴルフ物流センター | 千葉県 松戸市  | 福岡支店  | 福岡県 福岡市  |
| 東京支店      | 東京都 千代田区 |       |          |

② 主要な子会社

| 名称                    | 所在地      |
|-----------------------|----------|
| マルマンH&B株式会社           | 東京都 千代田区 |
| 瑪嘉斯帝（香港）高爾夫有限公司       | 香港       |
| 丸万（上海）体育用品貿易有限公司      | 中華人民共和国  |
| 瑪嘉斯帝（北京）体育用品有限公司      | 中華人民共和国  |
| 瑪嘉斯帝（深圳）高爾夫用品有限公司     | 中華人民共和国  |
| MAJESTY GOLF USA,Inc. | アメリカ合衆国  |

(10) 使用人の状況（令和元年9月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 使用人数      | 前連結会計年度末比増減 |
|----------|-----------|-------------|
| ゴルフ事業    | 76 (24) 名 | 19名減 (1名増)  |
| 健康食品関連事業 | 29 (1)    | - (-)       |
| 全社 (共通)  | 7 (1)     | 3名減 (1名増)   |
| 合 計      | 112 (26)  | 22名減 (2名増)  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均員数を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数      | 前事業年度末比増減  | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|------------|-------|--------|
| 72 (25) 名 | 52名減 (1名増) | 46.9歳 | 17.6年  |

(注) 1.使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均員数を外数で記載しております。

2.使用人数が前期事業年度末と比べ52名減少しておりますが、その主な理由は、健康食品関連事業を分社化した事によるものであります。

(11) 企業集団の主要な借入先（令和元年9月30日現在）

単位：百万円

| 借 入 先                   | 借 入 額 |
|-------------------------|-------|
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行       | 1,060 |
| 株 式 会 社 き ら ぼ し 銀 行     | 367   |
| 株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫 | 179   |

## 2. 会社の株式に関する事項（令和元年9月30日現在）

(1) 発行可能株式総数 32,500,000株

(2) 発行済株式の総数 17,228,201株

(3) 株主数 4,185名

### (4) 大株主（上位10名）

| 株主名                         | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------|----------|--------|
| MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd. | 14,748千株 | 85.60% |
| 小川 久哉                       | 150千株    | 0.87%  |
| 尾崎 裕之                       | 57千株     | 0.33%  |
| 千葉 拓史                       | 40千株     | 0.23%  |
| 中澤 克行                       | 34千株     | 0.19%  |
| 和田 員昌                       | 34千株     | 0.19%  |
| 下田 真衣子                      | 31千株     | 0.18%  |
| 楽天証券株式会社                    | 30千株     | 0.17%  |
| 山本 義章                       | 30千株     | 0.16%  |
| 矢野 孝之                       | 29千株     | 0.14%  |

（注）持株比率は、自己株式（440株）を控除して算出しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度の末日において、当社役員が保有している、職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に、職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（令和元年9月30日現在）

| 会社における地位  | 氏 名     | 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                         |
|-----------|---------|---------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 金 在 昱   | MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.代表取締役<br>Orchestra Private Equity 第1号私募投資<br>合資会社取締役 |
| 取 締 役     | 吳 洪 在   |                                                                                 |
| 取 締 役     | 金 錫 根   |                                                                                 |
| 取 締 役     | 石 上 晴 康 | 石上法律事務所弁護士                                                                      |
| 取 締 役     | 永 井 猛   | 早稲田大学大学院商学研究科教授                                                                 |
| 常 勤 監 査 役 | 宮 木 啓 治 | ASTI株式会社取締役                                                                     |
| 監 査 役     | 樋 口 俊 輔 | 税理士法人樋口税務事務所代表社員<br>地盤ネットホールディングス株式会社監査役                                        |
| 監 査 役     | 平 山 雅 彦 | 株式会社エムシー・マネジメント代表取締役                                                            |

- (注) 1. 取締役石上晴康氏及び永井猛氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役宮木啓治氏、樋口俊輔氏及び平山雅彦氏は、社外監査役であります。  
3. 監査役樋口俊輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
4. 当社は取締役石上晴康氏及び永井猛氏、監査役樋口俊輔氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
5. 当事業年度に退任した取締役及び監査役

| 氏 名     | 退 任 日     | 退任事由 | 退任時の地位・担当及び<br>重要な兼職の状況 |
|---------|-----------|------|-------------------------|
| 松 下 高 広 | 令和元年5月31日 | 辞任   | 代表取締役専務                 |

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は、いずれの契約も法令の定める最低責任限度額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                 | 支 給 人 員    | 支 給 額            | 摘 要       |
|---------------------|------------|------------------|-----------|
| 取 締 役<br>(うち、社外取締役) | 6名<br>(2名) | 42百万円<br>(2百万円)  | (注) 1.2.4 |
| 監 査 役<br>(うち、社外監査役) | 3名<br>(3名) | 10百万円<br>(10百万円) | (注) 3.4   |
| 合 計                 | 9名         | 53百万円            |           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
2. 平成18年12月21日開催の第7回定時株主総会で決議された取締役の報酬限度額は、月額100百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）であります。  
3. 平成14年12月30日開催の第3回定時株主総会で決議された監査役の報酬限度額は、月額20百万円以内であります。  
4. 当事業年度末現在の取締役は5名（うち社外取締役は2名）、監査役は3名（うち社外監査役は3名）であります。上記取締役の報酬等の支給人数と相違しておりますのは、令和元年5月31日付で辞任した取締役1名が含まれているためであります。

## (4) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等との重要な兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 区分        | 氏名      | 兼職先法人等名                          | 兼職の内容       |
|-----------|---------|----------------------------------|-------------|
| 社 外 取 締 役 | 石 上 晴 康 | 石上法律事務所                          | 弁護士         |
| 社 外 取 締 役 | 永 井 猛   | 早稲田大学大学院商学研究科                    | 教授          |
| 常勤社外監査役   | 宮 木 啓 治 | ASTI(株)                          | 取締役         |
| 社 外 監 査 役 | 樋 口 俊 輔 | 税理士法人樋口税務事務所<br>地盤ネットホールディングス(株) | 代表社員<br>監査役 |
| 社 外 監 査 役 | 平 山 雅 彦 | (株)エムシー・マネジメント                   | 代表取締役       |

(注) 当社と各上記兼職先法人等との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分       | 氏 名     | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                                                      |
|-----------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 社 外 取 締 役 | 石 上 晴 康 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、弁護士として専門的見地から、適宜発言を行っております。                                                                                                         |
| 社 外 取 締 役 | 永 井 猛   | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回に出席し、マーケティングの専門家としての見地から、適宜発言を行っております。                                                                                                   |
| 常勤社外監査役   | 宮 木 啓 治 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会6回のうち6回に出席し、他社での会社経営の経験に基づいて、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べ、また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じ、他の監査役が行った監査についての質問と意見を述べております。 |
| 社 外 監 査 役 | 樋 口 俊 輔 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会6回のうち6回に出席し、財務及び会計の高度な知識を活かし、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べ、また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じ、他の監査役が行った監査についての質問と意見を述べております。 |
| 社 外 監 査 役 | 平 山 雅 彦 | 当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回、監査役会6回のうち6回に出席し、他社での会社経営の経験に基づいて、取締役会において、意思決定の妥当性・適正性を確保するための意見を述べ、また、監査役会において社外監査役として行った監査の報告を行い、必要に応じ、他の監査役が行った監査についての質問と意見を述べております。 |

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 当社の会計監査人の名称

R S M清和監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                          |             |
|------------------------------------------|-------------|
|                                          | R S M清和監査法人 |
| 1. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                   | 25,460千円    |
| 2. 当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 25,460千円    |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令違反及び公序良俗に反する行為の有無のほか、会計監査人の独立性及び審査体制その他職務の実施に関する体制を特に考慮し、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制について

当社グループは、我々が培ってきた技術や資源を活用し、ゴルフ用品関連事業と健康食品関連事業を通じて、「すべての人々が健康に生活できること」を実現することを経営の基本方針としております。

この経営方針を実現するために当社グループでは、以下のとおり、内部統制システムの整備を推進しております。

#### ① 当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループ全体の業務執行が適正かつ健全に行われるよう、当社及び子会社の取締役会は企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努めています。また、監査役会は当社グループの内部統制システムの有効性と機能を監査し、課題の早期発見と是正に努めています。

#### ② 当社及び子会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社及び子会社の取締役は、取締役会議事録、稟議決裁書、その他職務の遂行に係る情報を文章管理規程、稟議・申請規程等の定めるところに従い、適切に保存及び管理を行います。役員の要求があるときは、いつでも閲覧に供せるように管理しています。

#### ③ 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を制定し、個々のリスクについての管理責任部署を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築します。危険が発生・発見された場合には対策本部の設置をするなど、迅速な対応を行い損害の拡大防止に努めるものとします。監査役及び内部監査担当は定期的に業務執行状況の監査を実施し、損失の危険に繋がりをうリスクの洗い出し、評価、リスクに対する対応状況を確認します。

- ④ 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社及び子会社は、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び半年後の経営計画を策定しています。経営計画を達成するため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務の執行の効率化を図っています。また、意思決定プロセスのより一層の適正化を図るため、取締役会への弁護士、及びその他の専門家の出席を確保しています。

- ⑤ 当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令、定款、その他社内規程及び社会通念などを遵守した行動をとるための倫理規範、行動規範等の作成作業を推し進めており、その周知徹底と規範等の遵守と推進を図っています。

- ⑥ 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社の管理本部は、子会社の経営について、その自主性を尊重しつつ、当社と子会社とが健全な発展と相互業績向上を図るために「関係会社管理規程」に従い、事業内容の定期的な報告を受け、総括的な管理をしています。

内部監査担当を設け、当社グループに内在する諸問題または重大なリスクをとまなう事象の発見に努め、グループ全体の利益を守る見地からグループ各社の業務執行の適正性を確保しています。なお、内部監査担当は当社の内部監査機能を併せ持っています。

- ⑦ 当社及び子会社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置く場合における当該使用人に関する事項

当社及び子会社の監査役は、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、当社及び子会社の監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、取締役等からの指揮命令は受けないものとしております。

- ⑧ 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

当社及び子会社の取締役または使用人は、職務執行に関して重大な法令ないし定款違反もしくは不正の事実、または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、随時、監査役会に報告することになっています。当社及び子会社の取締役または使用人は、業務運営あるいは重要な影響を及ぼす決定を行ったときは、遅滞なく監査役会に報告することになっています。また、内部監査担当は内部監査終了ごとに監査の方法及び結果の概要を監査役会に報告することになっています。監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役及び使用人に周知徹底いたします。

- ⑨ 監査役が監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役と可能なかぎり会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見交換のほか、意思の疎通を図っております。取締役会は、業務の適正を確保する上で重要と考える業務執行会議への監査役の出席を確保しています。

当社は、監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家（弁護士、会計士等）を活用するための費用の支出を求めた場合は、当該監査役の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、その費用を負担します。

- ⑩ 反社会的勢力の排除について

当社は暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人を反社会的勢力と定義し、この反社会的勢力と資金提供や裏取引その他一切の関係を持たず、反社会的勢力の被害については毅然とした態度で応じることを基本方針としております。

具体的な行動としては、倫理規範において当社役職員に上記方針を徹底するとともに、コンプライアンス規程において詳細な対応条項を盛り込み、不当要求に一切応じないための体制を整えております。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度において、当社における業務の適正性を確保するための運用状況の概要は以下のとおりです。

### ① 重要な会議の開催状況

当社の主な会議の開催状況は以下のとおりです。

当社の取締役会を16回開催したほか、子会社の取締役が出席する会議を3回開催し、情報の共有化を図るとともにグループの経営課題の対応について検討しました。

### ② 監査役の職務遂行について

常勤監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを確認し、監査役会において情報共有しております。

### ③ 内部監査の実施について

内部監査担当は、内部監査計画に基づき内部監査を実施しました。内部監査の結果及び指摘事項に関する改善状況については、社長及び監査役に対して報告を行っております。

## (3) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## (4) 剰余金の配当等の決定に関する基本方針

当社グループの利益配分に関する基本方針につきましては、当社グループの株主の皆様への利益配当を第一と考えた上で、財務体質と経営基盤及び今後の事業展開を総合的に勘案して決定しております。

なお、当期の配当につきましては、財務体質の改善を最優先といたしたく、誠に遺憾ではございますが、無配とさせていただくこととしました。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てております。

また、比率は、表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

(令和元年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,729,135	流 動 負 債	2,914,180
現 金 及 び 預 金	913,304	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	1,082,360
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	1,422,994	短 期 借 入 金	1,248,160
商 品 及 び 製 品	887,363	リ ー ス 債 務	687
仕 掛 品	29,036	未 払 金	269,763
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	299,155	未 払 法 人 税 等	52,242
そ の 他	179,335	返 品 調 整 引 当 金	57,515
貸 倒 引 当 金	△2,054	製 品 保 証 引 当 金	4,953
固 定 資 産	669,356	訴 訟 損 失 引 当 金	35,629
有 形 固 定 資 産	233,424	1 年 内 償 還 予 定 の 社 債	80,000
建 物 及 び 構 築 物	153,203	そ の 他	82,868
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	20,226	固 定 負 債	371,427
工 具 器 具 及 び 備 品	57,264	社 債	180,000
リ ー ス 資 産	2,730	長 期 借 入 金	139,160
無 形 固 定 資 産	184,681	製 品 保 証 引 当 金	8,016
の れ ん	57,248	資 産 除 去 債 務	38,260
ソ フ ト ウ ェ ア	127,278	リ ー ス 債 務	2,290
そ の 他	154	そ の 他	3,700
投 資 そ の 他 の 資 産	251,251	負 債 合 計	3,285,608
投 資 有 価 証 券	6,802	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	119,989	株 主 資 本	1,126,929
固 定 化 営 業 債 権	133,390	資 本 金	1,558,704
長 期 未 収 入 金	384,299	資 本 剰 余 金	1,124,342
そ の 他	114,691	利 益 剰 余 金	△1,555,949
貸 倒 引 当 金	△507,923	自 己 株 式	△169
資 産 合 計	4,398,492	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	△14,044
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	229
		為 替 換 算 調 整 勘 定	△14,273
		純 資 産 合 計	1,112,884
		負 債 純 資 産 合 計	4,398,492

連結損益計算書

(自 平成30年10月1日
至 令和元年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	6,642,991
売上原価	4,005,403
売上総利益	2,637,588
販売費及び一般管理費	2,753,297
営業損失	115,709
営業外収益	
受取利息	137
受取ロイヤリティー	13,707
補助金収入	10,720
その他	9,497
営業外費用	
支払利息	24,262
持分法による投資損失	24,559
為替差損	5,570
支払手数料	17,386
その他	7,747
経常損失	161,171
特別損失	
固定資産売却損	1,444
税金等調整前当期純損失	162,615
法人税、住民税及び事業税	29,169
法人税等調整額	△32,924
当期純損失	158,861
親会社株主に帰属する当期純損失	158,861

連結株主資本等変動計算書

(自 平成30年10月1日)
(至 令和元年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成30年10月1日残高	1,558,704	1,124,342	△1,397,088	△166	1,285,793
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純損失			△158,861		△158,861
自己株式の取得				△2	△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					－
連結会計年度中の変動額合計	－	－	△158,861	△2	△158,864
令和元年9月30日残高	1,558,704	1,124,342	△1,555,949	△169	1,126,929

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成30年10月1日残高	1,242	△10,124	△8,881	1,276,911
連結会計年度中の変動額				
親会社株主に帰属する当期純損失				△158,861
自己株式の取得				△2
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△1,012	△4,149	△5,162	△5,162
連結会計年度中の変動額合計	△1,012	△4,149	△5,162	△164,026
令和元年9月30日残高	229	△14,273	△14,044	1,112,884

貸 借 対 照 表

(令和元年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	2,674,212	流 動 負 債	2,519,161
現 金 及 び 預 金	560,895	支 払 手 形	364,256
受 取 手 形	59,879	買 掛 金	470,060
売 掛 金	1,063,132	未 払 金	210,760
商 品 及 び 製 品	448,376	未 払 法 人 税 等	23,802
仕 掛 品	29,036	預 り 金	31,659
原材料及び貯蔵品	299,155	返 品 調 整 引 当 金	43,549
前 払 費 用	22,404	製 品 保 証 引 当 金	4,953
未 収 入 金	104,046	訴 訟 損 失 引 当 金	35,629
そ の 他	87,864	短 期 借 入 金	1,140,000
貸 倒 引 当 金	△579	1年内返済予定の長期借入金	108,160
固 定 資 産	1,306,812	1年内償還予定の社債	80,000
有 形 固 定 資 産	219,019	そ の 他	6,329
建 物	148,705	固 定 負 債	369,136
機 械 装 置	20,226	長 期 借 入 金	139,160
車 両 運 搬 具	0	社 債	180,000
工 具 器 具 備 品	50,087	製 品 保 証 引 当 金	8,016
無 形 固 定 資 産	124,194	資 産 除 去 債 務	38,260
ソ フ ト ウ ェ ア	124,040	そ の 他	3,700
電 話 加 入 権	154	負 債 合 計	2,888,297
投資その他の資産	963,598	純 資 産 の 部	
投 資 有 価 証 券	696	株 主 資 本	1,092,726
関 係 会 社 株 式	748,158	資 本 金	1,558,704
関 係 会 社 長 期 貸 付 金	62,380	資 本 剰 余 金	1,124,342
破 産 更 生 債 権 等	48,169	資 本 準 備 金	1,124,342
繰 延 税 金 資 産	107,427	利 益 剰 余 金	△1,590,152
固 定 化 営 業 債 権	158,379	そ の 他 利 益 剰 余 金	△1,590,152
差 入 保 証 金	38,223	繰 越 利 益 剰 余 金	△1,590,152
長 期 未 収 入 金	384,229	自 己 株 式	△169
そ の 他	11,156	純 資 産 合 計	1,092,726
貸 倒 引 当 金	△595,293	負 債 純 資 産 合 計	3,981,024
資 産 合 計	3,981,024		

損 益 計 算 書

(自 平成30年10月1日
至 令和元年9月30日)

(単位：千円)

科 目		金	額
売 上 高			4,447,665
売 上 原 価			
製 品 売 上 原 価	2,596,753		
商 品 売 上 原 価	35,873		2,632,626
返 品 調 整 引 当 金 戻 入 額	43,616		
返 品 調 整 引 当 金 繰 入 額	43,549		△66
売 上 総 利 益			1,815,105
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			1,963,336
営 業 損 失			148,230
営 業 外 収 益			
受 取 利 息	1,908		
為 替 差 益	2,101		
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	13,707		
補 助 金 収 入	10,720		
そ の 他	5,740		34,178
営 業 外 費 用			
支 払 利 息	24,140		
売 上 割 引	788		
支 払 手 数 料	17,367		
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	1,456		
そ の 他	4,941		48,695
経 常 損 失			162,747
特 別 損 失			
関 係 会 社 株 式 評 価 損	41,419		41,419
税 引 前 当 期 純 損 失			204,166
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	6,532		
法 人 税 等 調 整 額	△20,910		△14,377
当 期 純 損 失			189,788

株主資本等変動計算書

(自 平成30年10月1日)
(至 令和元年9月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自己株式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他の利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成30年10月1日残高	1,558,704	1,124,342	1,124,342	△1,400,363	△1,400,363	△166	1,282,518
事業年度中の変動額							
当 期 純 損 失				△189,788	△189,788		△189,788
自己株式の取得						△2	△2
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額（純額）							－
事業年度中の変動額合計	－	－	－	△189,788	△189,788	△2	△189,791
令和元年9月30日残高	1,558,704	1,124,342	1,124,342	△1,590,152	△1,590,152	△169	1,092,726

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成30年10月1日残高	1,242	1,242	1,283,760
事業年度中の変動額			
当 期 純 損 失			△189,788
自己株式の取得			△2
株 主 資 本 以 外 の 項目の事業年度中の変動額（純額）	△1,242	△1,242	△1,242
事業年度中の変動額合計	△1,242	△1,242	△191,033
令和元年9月30日残高	－	－	1,092,726

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年11月27日

マジェスティ ゴルフ株式会社
取締役会 御中

R S M清和監査法人

指定社員 公認会計士 寛 悦 生 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高 橋 潔 弘 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、マジェスティゴルフ株式会社の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マジェスティゴルフ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和元年11月27日開催の取締役会において、令和元年12月25日開催予定の定時株主総会にて株式併合を付議することを決議した。株式併合及び所定の手続が予定通り行われた場合、会社の発行する株式は東京証券取引所市場の上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

令和元年11月27日

マジスティ ゴルフ株式会社
取締役会 御中

R S M清和監査法人

指定社員 業務執行社員 公認会計士 筧 悦 生 ㊞

指定社員 業務執行社員 公認会計士 高 橋 潔 弘 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、マジスティゴルフ株式会社の平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は令和元年11月27日開催の取締役会において、令和元年12月25日開催予定の定時株主総会にて株式併合を付議することを決議した。株式併合及び所定の手続が予定通り行われた場合、会社の発行する株式は東京証券取引所市場の上場廃止基準に該当することとなり、上場廃止となる予定である。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年10月1日から令和元年9月30日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役会決議の内容は相当であると認めます。
- ④ 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり、当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 R S M清和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和元年11月27日

マジスティ ゴルフ株式会社 監査役会

常勤社外監査役 宮 木 啓 治 ㊟

社 外 監 査 役 樋 口 俊 輔 ㊟

社 外 監 査 役 平 山 雅 彦 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式併合の件

1.株式併合を行う理由

令和元年9月26日付当社プレスリリース「MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd. (マジェスティゴルフコリア カンパニーリミテッド) による当社株券に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd. (以下、「マジェスティゴルフコリア」といいます。) は、令和元年8月13日から令和元年9月25日までを買付け等の期間とする公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。) を実施しました。その結果、令和元年9月30日 (本公開買付けの決済の開始日) をもって、当社株式14,748,600株 (所有割合 (注) : 85.61%) を保有するに至りました。

(注) 「所有割合」とは、当社が令和元年8月9日に公表した令和元年9月期第3四半期決算短信 [日本基準] (連結) に記載された平成31年3月31日現在の当社の発行済株式総数 (17,228,201株) から、同日現在当社が所有する自己株式数 (425株) を除いた株式数 (17,227,776株) に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

令和元年8月9日付当社プレスリリース「MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd. (マジェスティゴルフコリア カンパニーリミテッド) による当社株券に対する公開買付け (MBO) の実施並びにこれに対する意見表明及び応募推奨のお知らせ」 (以下「本意見表明プレスリリース」といいます。) においてお知らせいたしましたとおり、マジェスティゴルフコリアは、今後の当社の経営環境は、国内市場が頭打ちの状態にあると見え、消費税の増税の影響も含め、先行きがより不透明性がより高まっていく状況にあると認識しているとのことです。そこで、当社としては、従来の国内事業に比して事業リスクの大きい海外展開を加速させていくこと、マジェスティブランドに経営資源を集中し、より高価格帯市場に特化していくこと、健康食品関連事業においては従来の商品ポートフォリオ構成をより美容、化粧品関係といった新領域にシフトしていくこと、といった施策をこれまで以上に積極的に実施する必要があると考えております。しかしながら、これらの施策を効果的に実施するためには、迅速な経営判断に加えて、システム等の先行投資 (具体的には、マジェスティゴルフコリアにおいて導入済みのERPの導入) や新たな経営人材の登用 (具体的には、役員の退任に伴う人材の補充) 及び当社工

場における若手職人の確保、海外事業の拡大に伴う基盤整備（具体的には、新たな海外拠点における現地子会社・支店の設立等）などに対応する必要があります。そのため、相当規模の投資を要します。当該投資による多額の支出に伴い、短期的には当社業績に悪影響を与えるリスクが増大する可能性があります。また、中長期的には、これらの施策により収益向上を実現できない場合には企業価値を下落させる可能性があると考えております。更には、これらの施策の実施には、マジェスティゴルフコリアの経営資源を最大限活用することが不可欠であると考えておりますが、当社が上場企業であることを維持したままでは、上場会社としての独立性や自主性の観点から、マジェスティゴルフコリアグループの持つノウハウやインフラ、人材の活用等には制約があり、またグループ間取引における価格統制において制限を受けることなどから、十分なシナジーを発揮できない懸念があります。また、当社に少数株主が存在する状況は、マジェスティゴルフコリアによる当社への投資効果を全面的に享受することができないため、上記のような当社への投資を行う上での制約となっています。

当社の上場会社としての独立性及び自主性を維持する観点、及び、コーポレート・ガバナンスに対する意識の向上とともに少数株主が存在する親会社間での取引に対して、厳しい目線が注がれるようになっている状況において、マジェスティゴルフコリアが、上場会社である当社と意思決定プロセスを全面的に統合することは、当社がマジェスティゴルフコリアとの関係において客観的な公正性を確保することが困難です。当社がマジェスティゴルフコリアの完全子会社となれば、マジェスティゴルフコリアと当社とが事業上の意思決定プロセスの連携を強化することにより、マジェスティゴルフコリアが当社製品の販売会社としてそれまで積み上げてきた顧客ニーズを、製品の企画・開発に活用し、高い収益性と競争力を兼ね備えた製品ラインナップの再編成等によるブランドの合理化、デリバリー遅延問題の解消、国内外の外注先管理が可能になると考えています。また、当社の健康食品関連事業の美容ビジネスについては、韓国からのヒット商品のソーシングと輸入に依存しております。当社が公開買付者の完全子会社となれば、マジェスティゴルフコリアとの連携により、韓国にオフィスを設立し、韓国でのヒット商品のソーシングとOEM生産の管理を現地で行うための投資が可能となり、健康食品関連事業の美容ビジネスの推進による収益性向上をスピーディーに実施することが可能になると考えております。

以上の点を考慮の上、当社は、マジェスティゴルフコリアが当社を完全子会社化することを通じて、株主構成の安定化が図られることにより、(i) マジェスティゴルフコリアと当社との連携強化策、当社の各事業が事業効率と成長投資を自ら決定・管理する体制へ移行するための取り組みといった当社の経営改革をより強力に推進することが期待できること、(ii) マジェスティゴルフコリアは当社の最大の販売先であることから、韓国市場における販売力の強化を含む、更なるシナジー効果が期待されること、(iii) マジェスティゴルフコリアが当社の完全親会社となれば、より安定して上記の経営改革の推進が期待できることから、マジェスティゴルフコリアらが当社を完全子会社化することが当社の企業価値を高め、ひいては株主価値の向上に資するものと判断いたしました。

また、本公開買付価格が株式会社KPMG FAS（以下「KPMG FAS」といいます。）より取得した株式価値算定書に示された評価額を上回ること、かつ、本公開買付けについての公表日の前営業日である令和元年8月8日のJASDAQにおける当社株式の終値136円に対して43.38%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）について同じです。）と、過去1ヶ月間（令和元年7月9日から令和元年8月8日まで）の終値単純平均値134円（小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。）に対して45.52%、過去3ヶ月間（令和元年5月9日から令和元年8月8日まで）の終値単純平均値134円に対して45.52%、過去6ヶ月間（平成31年2月12日から令和元年8月8日まで）の終値単純平均値138円に対して41.30%のプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではなく、少数株主の利益保護に留意されていると考えられることから、当社は、令和元年8月9日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記の当社の取締役会決議は、下記「3. 会社法第180条第2項第1号及び3号に掲げる事項についての定めとの相当性に関する事項」の「(2) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項」の「④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議がない旨の意見」に記載の方法により決議されております。

その上で、マジェスティゴルフコリアは、令和元年5月下旬、当社株式を追加取得することによって当社を完全子会社化し、事業や組織の再編等を通じて、役員及び従業員レベルでの更なるマジェスティゴルフコリアとの連携

強化による効率的な製品の開発と製造を実現し、韓国市場におけるブランド価値の向上と販売力の強化、海外市場における柔軟な価格戦略及び積極的なマーケティング戦略、事業構造の見直し・再編等を含む、当社の企業価値向上に資する中長期的な視点からの施策をマジスティゴルフコリア及び当社がグループ全体の一体運営として継続的かつ迅速に実施可能とする環境を整えた上で、当社の経営陣が事業の推進により注力できる体制を整え、当社の経営体制と顧客サービスをより充実させていくことで、当社の企業価値の向上に資するのではないかと判断したとのことです。本公開買付けを含む一連の取引（以下「本取引」といいます。）の実行は、日本国内市場がマイナス基調となって販売需要創出が課題となっている当社のゴルフ事業にとって、マジスティゴルフコリアとの連携強化は韓国市場を中心とする海外市場における販売力の強化と売上げの拡大に繋がり、当社の企業価値の向上にとっても大きなメリットとなると考えております。

一方で、上記のような取り組みによって実際に当社の企業価値が向上するまでには相当の期間を要すると見込まれ、少なくとも短期的には当社の将来の業績を不安定なものとするため、当社株式の市場株価が下落し、その少数株主の利益を毀損する可能性も否定できず、少数株主も含めた株主の利益に配慮すべき当社が上場会社として採りうる方策は、非上場会社が採りうる方策と比べて、短期的な業績への影響にも配慮しなければならないため、リスクを伴う大胆な経営方針の変更を行うことができないという点で限定的なものとならざるを得ないとのことです。

マジスティゴルフコリアとしては、当社が上記のような事業改革を進める場合、当社の業績が短期的に不安定となり、又は、悪化するおそれはあるものの、当社をマジスティゴルフコリアの完全子会社とすることで、当社が上場会社である場合は独立性及び自主性の観点から実現することが難しかった、マジスティゴルフコリアによるビジネス面、財務面、技術面及び経営面での全面的な連携を実現し、マジスティゴルフコリアと当社とを強固な一体性のある経営基盤を有する会社として発展させることが可能であると考えているとのことです。具体的には、マジスティゴルフコリアは、本取引後、(i) 事業上の意思決定プロセスの連携強化、(ii) 健康食品事業の自立的で「積極的な成長」の実現、(iii) 「マジスティ」ブランドの強化と新規ブランドの立ち上げ、(iv) 事業構造の見直し及びゴルフ関連事業への積極投資及び(v) 海外事業の強化により当社の企業価値を高めることを目指しており、当社とともに、これらの支援による効果を最大限活用すべく取り組んでいく予定であるとのことです。

そこで、マジスティゴルフコリアは、このような判断の下、マジスティゴルフコリアの直近事業年度における資産及び負債の状況を踏まえて、令和元年6月21日、当社に対し、本取引の一環として、(i) 当社株式の全てを取得するための本公開買付けを実施すること、並びに(ii) 本公開買付けにおいて当社株式の全てを取得することができなかった場合には、当社をマジスティゴルフコリアの完全子会社とするための手続きを実施することを目的とした提案を行ったとのことです。その後、マジスティゴルフコリアは、当社との間で、令和元年6月下旬から令和元年8月上旬にかけて、本取引を実施することの是非、公開買付け後のOPEグループとしての方針、本公開買付け成立後の当社における経営方針及び事業の見通し、その諸条件について、協議・検討を行ってきたとのことです。この過程において、マジスティゴルフコリアは、当社の事業及び財務の状況、当社株式の市場株価の推移、当社株式の取引状況(売買高)の推移、並びに、過去の非公開化を前提とする類似の公開買付け事例(親会社等による上場子会社の完全子会社化を前提とした公開買付けの事例及び本公開買付けと同様に買付け等を行う者と少数株主との利益相反が生じうると考えられる発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例(いわゆるMBOの事例))において買付け等の価格に付されたプレミアムの実例を踏まえ、令和元年7月1日に、当社に対し、当社株式1株当たりの買付け等の価格を190円とする提案を行ったとのことです。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。マジスティゴルフコリアは、本公開買付けにより当社株式の全て(ただし、マジスティゴルフコリアが所有する当社株式、当社が保有する自己株式を除きます。)を取得することができず、また、当社の総株主の議決権の90%以上を所有するに至らなかったことから、当社は、マジスティゴルフコリアの要請を受け、令和元年11月27日開催の取締役会において、本意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をマジスティゴルフコリアのみとし、当社をマジスティゴルフコリアの完全子会社とするために、下記「2.本株式併合の内容」の「(1)株式の割合」に記載のとおり、当社株式2,871,133株を1株に併合する株式併合(以下、「本株式併合」といいます。)を本定時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、マジスティゴルフコリア以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 本株式併合の内容

(1) 併合の割合

当社株式2,871,133株を1株に併合いたします。

(2) 本株式併合の効力発生日

令和2年1月25日

(3) 本株式併合の効力発生日における発行可能株式総数

24株

3. 会社法第180条第2項第1号及び3号に掲げる事項についての定め の相当性に関する事項

本株式併合における併合の割合は、当社株式について、2,871,133株を1株に併合するものです。当社は、本株式併合が「1.株式併合を行う理由」に記載の経緯を経て本取引の一環として行われた公開買付けが成立したこと、及び以下の各事項から、本株式併合における併合の割合は相当である判断しております。

(1) 端数処理の方法に関する事項

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、本株式併合により、マジェスティゴルフコリア以外の株主の皆様の所有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合をすることにより1株に満たない端数が生じるときは、交付されるべき株式の株が1株に満たない端数となる株主に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続きに従い、当該端数の合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得てマジェスティゴルフコリアに売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様の所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である195円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。ただし、裁判所の許可が得られない場

合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合もあります。

(2) 当社の株主（親会社等を除く。）の利益を害さないように留意した事項

①独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、マジェスティゴルフコリアから提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、意思決定の過程における公正性を担保するために、マジェスティゴルフコリア及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーであるKPMG FASに当社株式の価値の算定を依頼し、令和元年8月8日付で当社株式価値算定書を取得いたしました。

KPMG FASは、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討の上、当社株式がJASDAQに上場しており、市場株価が存在することから株式市価法を、当社と比較的類似する事業を手掛ける上場会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから株価倍率法を、さらに将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）をそれぞれ採用して当社の株式価値の算定を行い、当社はKPMG FASから令和元年8月8日に株式価値算定書を取得しました。なお、当社はKPMG FASから、本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していません。また、KPMG FASはマジェスティゴルフコリア及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していません。

以上の各手法において算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

株式市価法：134円～138円

株価倍率法：79円～117円

D C F 法 ：133円～163円

株式市価法では、直近の株式市場の状況を反映するため、本公開買付けに関する当社取締役会決議の前営業日にあたる令和元年8月8日を評価基準日として、当社株式のJASDAQにおける基準日終値136円、直近1ヶ月間（令和元年7月9日から令和元年8月8日まで）の終値単純平均値

134円、直近3ヶ月間（令和元年5月9日から令和元年8月8日まで）の終値単純平均値134円及び直近6ヶ月間（平成31年2月12日から令和元年8月8日まで）の終値単純平均値138円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を、134円から138円と分析しました。

株価倍率法では、当社と同様の事業セグメントを有する上場企業が限られる中、ゴルフ事業及び健康食品関連事業の各事業において、事業内容及び収益構造が当社と比較的類似し、一定水準の株式流通量を有する上場会社のキャッシュ・フローや収益率等を示す財務指標との比較を通じて、各事業の事業価値を算定し、当社の事業価値として合算した上で、当社の株式価値を算定し、その1株当たりの株式価値の範囲を、79円から117円と分析しました。当社と類似性があると判断される上場会社として、主に事業内容等を検討した結果、ゴルフ事業ではミズノ株式会社、株式会社デサント、グローブライド株式会社、ヨネックス株式会社、株式会社グラフィットデザイン、株式会社アルペン、Callaway Golf Company（ニューヨーク証券取引所上場）、Honma Golf Co.,Ltd.（香港証券取引所上場）を、健康食品関連事業では、株式会社ファンケル、株式会社AFC-HDアムスライフサイエンス、ティーライフ株式会社、森下仁丹株式会社を、それぞれ選定し、EBITDA倍率を用いて株式価値を算定しております。

DCF法では、ゴルフ事業及び健康食品関連事業について、各事業を取り巻く事業環境等を勘案し、各事業における当社の売上収益や投資計画に関する将来5期分（令和2年9月期乃至令和6年9月期）の事業計画数値、直近までの業績の動向に基づき、当社が令和元年8月以降に創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて各事業の事業価値を算出し、当社の事業価値として合算した上で、当社の株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を133円から163円と分析しております。なお、割引率はゴルフ事業及び健康食品関連事業においてそれぞれ8.2%～8.8%を採用し、継続価値の算定にあたっては、いずれの事業についても永続成長率は0.7%～1.3%を使用しております。

KPMG FAS が DCF法の算定の前提とした当社の事業計画の具体的な数値は以下のとおりです。なお、以下の財務予測には大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、ゴルフ事業について、令和元年9月期においては、組織改編が当初計画より進捗したことにより付随する一時費用の発生が当初計画を上回ったこと、また下期におい

て、「マジェスティ ロイヤル」の発売時期を前倒しすることでプロモーション及び試打クラブ等の費用を先行計上することとなり、販売費及び一般管理費等が増加することとなり、令和2年9月期以降においては当該費用等が一巡し、計上されないこと、また、新商品等の投入・業績寄与が見込まれること等から、大幅な増益を見込んでおります。同時に、令和元年9月の下期に「マジェスティ ロイヤル」の発売時期を前倒したことによる一時的な影響により、運転資本が令和2年9月には大幅に増加することとなります。また、健康食品関連事業においては、健康食品及び化粧品を中心とした新商品の投入が、令和3年9月期より業績寄与する計画となっております。なお、DCF法による算定の基礎となる事業計画は、本取引の実行を前提としたものではなく、従って、本取引実行後の各種施策の効果等を考慮しておりません。

(ゴルフ事業)

(単位：百万円)

	令和2年 9月期	令和3年 9月期	令和4年 9月期	令和5年 9月期	令和6年 9月期
売上	4,083	4,248	4,412	4,520	4,635
営業利益	176	206	243	244	250
EBITDA	248	281	320	323	332
フリー・キャッシュフロー	▲85	126	148	159	158

(健康食品事業)

(単位：百万円)

	令和2年 9月期	令和3年 9月期	令和4年 9月期	令和5年 9月期	令和6年 9月期
売上	2,150	2,281	2,319	2,400	2,467
営業利益	85	123	126	141	153
EBITDA	103	131	132	147	159
フリー・キャッシュフロー	55	52	79	77	90

(注) KPMG FASは、当社株式価値の算定に際して、当社から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用

したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、当社株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMG FASに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、KPMG FASは、当社とその子会社・関連会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。KPMG FASによる当社株式価値の算定は、令和元年8月8日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMG FASがDCF法による評価に使用した当社の事業計画については、当社の経営陣により現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです

②当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、マジェスティゴルフコリア及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである柴田・鈴木・中田法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定の方法、過程、その他の留意点について、必要な法的助言を受けました。なお、柴田・鈴木・中田法律事務所は、マジェスティゴルフコリア及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③当社における独立委員会の設置

当社の取締役会は、本公開買付けに係る当社の意思決定過程の合理性、公正性及び透明性を担保するための措置として、令和元年7月4日、マジェスティゴルフコリアから独立性を有し、また、利害関係のない当社の社外役員3名（社外取締役であり弁護士である石上晴康氏、社外取締役であり大学院教授（専門分野：マーケティング、経営戦略）である永井猛氏及び社外監査役であり公認会計士である樋口俊輔氏）によって構成される「マジェスティゴルフ株式会社独立委員会」（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、（i）本取引の目的の正当性・合理性（本公開買付けが当社の企業価値向上に資するかを含みます。）、（ii）本取引における手続の公正性、（iii）本取引の取引条件（本公開買付価格を含みます。）の公正性・妥当性、（iv）上記（i）～（iii）の観点から、本公開買付けに対して賛同する旨及び応募を推奨する旨の意見表明の決定を含む本取

引が当社の少数株主にとって不利益なものでないかについて独立委員会に対し諮問することを決議いたしました。

独立委員会は、令和元年7月4日より令和元年8月2日まで合計5回開催され、本諮問事項に関し検討を行いました。具体的には、独立委員会は、かかる検討にあたり、本公開買付けを行うこととなった経緯、本公開買付け成立後の経営方針及び経営戦略、並びに本公開買付け成立後の事業計画及び見通しに関して金在昱（キム・ジェイウク）氏及び吳洪在（オ・ホンジェ）氏並びにマジェスティゴルフコリアのリーガル・アドバイザーからヒアリングし説明を受け、質疑応答を行いました。また、独立委員会は、KPMG FASより、当社株式の株式価値の算定に関する説明を受けるとともに、柴田・鈴木・中田法律事務所より、本取引において利益相反を軽減又は防止するために取られている措置を含む本取引に関する説明を受け、それぞれ質疑応答を行いました。独立委員会は、それらを基に本諮問事項に関する検討を行いました。独立委員会は、令和元年7月4日より令和元年8月2日まで合計5回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、（i）当社から、当社事業の沿革、当社の株主の状況、現在の経営課題、並びに公開買付者の提案内容及び交渉経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、（ii）公開買付者から、本取引の目的・意義、本取引実行後の経営方針、従業員の取扱い等の具体的内容について聴取し、さらに（iii）KPMG FASより当社株式の価値評価について説明を受け、これらの点について質疑応答を行いました。独立委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、令和元年8月8日に、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要、（a）本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は当社グループの企業価値向上を目的として行われるものといえ、本取引の目的は正当であり、（b）本公開買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続きは公正であり、（c）本公開買付けを含む本取引により当社の少数株主に交付される対価は妥当であるといえ、（d）上記（a）乃至（c）その他の事項を踏まえると、本公開買付けに対して賛同する旨及び応募を推奨する旨の意見表明の決定を含む本取引は当社の少数株主にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出しました。

④当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、令和元年8月9日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

上記取締役会においては、当社の取締役5名のうち、金在昱氏、吳洪在氏及び金錫根氏を除く取締役全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により上記決議を行いました。なお、当社の代表取締役社長である金在昱氏及び取締役である金錫根氏は、マジェスティゴルフコリアの代表理事でもあります。また、当社の取締役である吳洪在氏は、マジェスティゴルフコリアの属するOPEグループからの派遣取締役であります。そのため、金在昱氏、金錫根及び吳洪在氏の3名は、当社における本公開買付けに関する意思決定の公正性を担保するため、上記取締役会における審議及び決議に参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関してマジェスティゴルフコリアとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、上記取締役会には、当社の非常勤社外監査役2名を含む監査役3名全員が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております

⑤他の買付者からの買付機会を確保するための措置

マジェスティゴルフコリアは、法令に定められた公開買付けに係る買付け等の最短期間は20営業日ですが、公開買付け期間を30営業日としたとのことです。公開買付け期間を比較的長期にすることにより、当社の株主の皆様に対して本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式についてマジェスティゴルフコリア以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付け価格の適正性を担保することを企図していたとのことです。また、マジェスティゴルフコリアは、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付け期間の設定と併せ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの公正性の担保に配慮しているとのことです。

⑥本定時株主総会における株式併合及び単元株式数の定め廃止及び定款の一部変更についての付議に関する、当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、令和元年11月27日開催の取締役会において、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主をマジェスティゴルフコリアのみとし、当社株式を非公開化するために、本株式併合を本定時株主総会に付議することを決議いたしました。なお、上記取締役会においては、当社の取締役5名のうち、金在昱氏、吳洪在氏及び金錫根氏を除く取締役全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により上記決議を行いました。金在昱氏、吳洪在氏及び金錫根氏は、本取引がいわゆるMBOに該当し、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定していることから、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関してマジェスティゴルフコリアとの協議及び交渉にも一切参加しておりません。なお、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(3) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「(1) 端数処理の方法に関する事項」記載のとおり、株主の皆様が保有する当社株式の数に公開買付価格と同額である195円を乗じた額を、株主の皆様へ交付することが見込まれております。

公開買付価格につきましては、本意見表明プレスリリースに記載のとおり、(i) 本公開買付価格がKPMG FASより取得した株式価値算定書に示された評価額を上回ること、かつ、本公開買付けについての公表日の前営業日である令和元年8月8日のJASDAQにおける当社株式の終値136円に対して43.38% (小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値(%)について同じです。)、過去1ヶ月間(令和元年7月9日から令和元年8月8日まで)の終値単純平均値134円(小数点以下四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。)に対して45.52%、過去3ヶ月間(令和元年5月9日から令和元年8月8日まで)の終値単純平均値134円に対して45.52%、過去6ヶ月間(平成31年2

月12日から令和元年8月8日まで)の終値単純平均値138円に対して41.30%のプレミアムが加算されており、マジスティゴルフコリアによれば、過去の非公開化を前提とする類似の公開買付け事例平成28年6月1日から令和元年8月8日までに公表された公開買付けでプレミアムの分布を集計した資料を参照して検討を行っているとのこと。)におけるプレミアムの水準に照らしても、相当なプレミアムが付されていることからすれば、本公開買付価格は不合理なものではなく、(ii) 上記「(2) 当社の株主(親会社等を除く。)の利益を害さないように留意した事項」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益保護に留意されていると考えられること、(iii) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社とマジスティゴルフコリアの間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、(a) 本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(b) 本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は、少数株主を含む当社の株主にとって妥当であり、本公開買付けは、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したことから、当社は、令和元年8月9日開催の取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議いたしました。

また、令和元年8月9日以降令和元年11月27日に至るまでの当社の業況を踏まえ、本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、令和元年11月27日開催の取締役会において、本取引に関する判断を変更する要因はないことを確認しております。以上より、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

4. 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(1) 公開買付け

上記「1. 株式併合を行う理由」に記載のとおり、マジスティゴルフコリアは、公開買付の結果、令和元年9月30日(公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式14,748,600株を保有するに至りました。

(2) 自己株式の消却

当社は、令和元年11月27日開催の取締役会において、令和2年1月24日付で当社の自己株式440株（令和元年9月30日現在、当社が保有する株式の全部）を消却することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、17,227,761株となります。

第2号議案 定款一部変更の件

1.提案の理由

- (1) 第1号議案のとおり、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は24株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 第1号議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は6株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）、第9条（単元未満株式についての権利）及び第10条（単元未満株式の買増し）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(変更部分を下線で示します)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>3,250</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>24</u> 株と する。
(単元株式数) 第8条 当会社の単元株行数は、 <u>100株とす る。</u>	(削除)
(単元未満株式についての権利) 第9条 当会社の株主は、その有する単元未満 株式について、次に掲げる権利以外の 権利を行使することができない。	(削除)
(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式または募集新株予約権の割当を 受ける権利 (4)次条に定める請求をする権利	

現 行 定 款	変 更 案
(<u>单元未満株式の買増し</u>) 第10条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式と併せて单元株式となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。	(削除)
第11条～第50条 (条文省略)	第8条～第47条 (略)

第3号議案 取締役5名選任の件

取締役金在昱、吳洪在、金錫根、石上晴康、永井猛の5名は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役松下高広は令和元年5月31日をもって辞任いたしております。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び 重要な兼職の状況	所有する株数 （当社株式）
1	金 在 昱 (昭和44年1月6日生)	平成7年4月 Bain&Company Japan入社 平成12年4月 The Boston Consulting Group Japan入社 平成15年4月 Manpower Group韓国支社代表 平成18年4月 The Riverside Company,Asia Private Equity Fund代表 平成23年4月 PineBridge Investments,Asia Private Equity Fund代表 平成28年9月 Orchestra Private Equity 第1号 私募投資合資会社取締役（現任） 平成29年7月 MarumanKorea Co.,Ltd.(現 MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.)代表取締役（現任） 平成29年7月 当社執行役員 平成29年10月 当社代表取締役社長（現任）	一株
2	吳 洪 在 (昭和63年8月10日生)	平成24年5月 BMW Group Financial Service Japan入社 平成27年10月 PAG Investment Management 入社 平成29年7月 当社入社 平成29年10月 当社取締役（現任）	一株
3	金 錫 根 (昭和33年3月25日生)	昭和59年1月 LG電子株式会社入社 平成16年10月 株式会社JTE&ホールディングス代表取締役 平成18年1月 株式会社JTE&カンパニー専務取締役 平成21年10月 ジョナセ&T代表取締役 平成25年4月 MarumanKorea Co.,Ltd.(現 MAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.)代表取締役 平成26年12月 当社社外取締役 平成28年8月 当社取締役（現任）	一株
4	石 上 晴 康 (昭和23年2月28日生)	昭和46年7月 日本輸出入銀行（現国際投資銀行） 入行 昭和56年4月 弁護士登録 西岡法律事務所入所 昭和59年4月 石上法律事務所開設（現任） 平成25年12月 当社社外取締役（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 する 株 数
5	永 井 猛 (昭和25年6月13日生)	平成 5 年 4 月 早稲田大学システム科学研究科教授 平成 9 年 4 月 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授 平成25年 4 月 早稲田大学大学院商学研究科教授 (現任) 平成25年12月 当社社外取締役 (現任)	一株

(注) 1. 金在昱氏は当社の親会社であるOrchestra Private Equity 第1号私募投資合資会社の業務執行者及びMAJESTY GOLF KOREA Co.,Ltd.の代表取締役であり、それぞれの現在及び過去5年間の地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりです。

その他候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 石上晴康氏及び永井猛氏は、社外取締役候補者であります。

3. 社外取締役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

石上晴康氏は、弁護士としての豊富な経験と高度な専門知識を有していることから、当社の経営全般に助力いただくとともに、経営に対する監視・監督機能の強化のため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。

永井猛氏は、マーケティングの専門家としての広範な知見に基づき、当社の経営に有益な助言等をいただけることから、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。また、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。

4. 当社は、社外取締役が期待される役割を発揮できるよう現行定款において、社外取締役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより現在社外取締役である石上晴康氏及び永井猛氏と当社との間で当該契約を締結しております。当社は石上晴康氏及び永井猛氏が取締役にな任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

5. 石上晴康氏及び永井猛氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、当社は両氏を独立役員として同取引所に届け出ております。両氏が取締役に再任された場合は、両氏は引き続き独立役員とする予定です。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 株 主 の 株 数
1	宮 木 啓 治 (昭和25年6月29日生)	昭和49年 4 月 一般社団法人日本能率協会入社 昭和51年 4 月 日本楽器製造株式会社（現ヤマハ株式会社）入社 昭和60年 8 月 株式会社日本能率協会コンサルティングチーフコンサルタント 平成 2 年 4 月 A.T Kearney Incorporatedプリンシパルコンサルタント 平成 5 年 8 月 A.T.カーニー株式会社副社長 平成11年12月 A.T Kearney Korea Limited Liability Company社長 平成14年10月 株式会社ライトマネジメントジャパン 代表取締役社長 平成18年 1 月 Right Management Incorporated本社上級副社長 平成21年12月 マンパワージャパン株式会社（現マンパワーグループ株式会社）特別顧問 平成26年 6 月 ASTI株式会社取締役（現任） 平成30年 6 月 当社社外監査役 平成30年 7 月 当社社外常勤監査役（現任）	一株
2	樋 口 俊 輔 (昭和50年4月21日生)	平成13年10月 太田昭和セフィア監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 平成17年 4 月 公認会計士登録 平成19年 3 月 税理士登録 平成21年 2 月 株式会社樋口会計事務所代表取締役（現任） 平成21年 4 月 税理士法人樋口税務事務所代表社員（現任） 平成23年 6 月 地盤ネット株式会社（現地盤ネットホールディングス）監査役（現任） 平成23年12月 当社社外監査役（現任）	一株

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴 要 な 兼 職 位 の 状 況	所 有 する 株 数 当 式
3	平 山 雅 彦 (昭和37年8月29日生)	昭和61年 4 月 シティバンク・エヌ・エイ入社 昭和62年10月 ベアリング証券入社 平成 6 年 8 月 メリルリンチ証券入社 平成 8 年 8 月 モーガン・エヴァン・アンド・カン パニー入社 平成13年 2 月 カーライル・グループ入社 平成15年 6 月 株式会社ビーシーエス入社 平成16年 8 月 株式会社エムシー・マネジメント代 表取締役 (現任) 平成29年10月 当社社外監査役 (現任)	一株

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 宮木啓治氏、樋口俊輔氏、平山雅彦氏は、社外監査役候補者であります。

3. 社外監査役候補者とした理由は、以下のとおりであります。

宮木啓治氏は、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験に基づき、当社の社外監査役として透明性の高い公平な経営監視に向け、有益な指摘や意見をいただくため、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役在任期間は、本株主総会終結の時をもって2年となります。

樋口俊輔氏は、公認会計士及び税理士として、上場企業や金融機関の法定監査のほか、財務、経営に関するコンサルティング業務等の豊富な経験を有しており、会計に関する高度な専門知識と豊富な知見に基づき、当社の社外監査役として透明性の高い公平な経営監視に向け、有益な指摘や意見をいただくため、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年となります。

平山雅彦氏は、他社において要職を歴任されており、その豊富な見識と経験に基づき、当社の社外監査役として透明性の高い公平な経営監視に向け、有益な指摘や意見をいただくため、選任をお願いするものであります。また、同氏の当社社外監査役在任期間は、本株主総会終結の時をもって3年となります。

4. 当社は、現行定款において、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより現在社外監査役である宮木啓治氏、樋口俊輔氏、平山雅彦氏と当社との間で当該契約を締結しております。当社は、宮木啓治氏、樋口俊輔氏及び平山雅彦氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定であります。

5. 樋口俊輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

氏 名 (生年月日)	略 歴 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当 社の株式数
神 谷 竜 太 朗 (平成3年9月5日生)	平成27年7月 Ernst & Young LLP入社 平成30年3月 当社入社	一株

- (注) 1. 上記候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神谷竜太郎氏は、補欠の監査役候補者であります。
3. 同氏を補欠の監査役候補者とした理由は、米国ニューヨーク州公認会計士として、財務及び会計に精通しており、当社経営の監査機能の強化に向けて適切に業務を遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、監査役が期待される役割を発揮できるよう現行定款において、監査役との間に、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより同氏が監査役に就任した場合は、当社との間で当該契約を締結する予定であります。当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額となります。

以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
 東京国際フォーラム
 Gブロック4階 会議室409
 電話 (03) 5221-9000

※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



《交通》

JR線 有楽町駅より徒歩1分
 東京駅より徒歩5分（京葉線東京駅とB1F地下コンコースにて連絡）
 地下鉄 有楽町線：有楽町駅（B1F地下コンコースにて連絡）
 千代田線：二重橋前駅より徒歩5分／日比谷駅より徒歩7分
 丸ノ内線：銀座駅より徒歩5分
 銀座線：銀座駅より徒歩7分／京橋駅より徒歩7分
 三田線：日比谷駅より徒歩5分



総会会場までのルート
 をスマートフォンでも
 ご確認いただけます。



※フィーチャーフォンではご覧いただくことができません。